

飛鳥宮跡保存活用計画

令和4年3月

奈良県

目次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の対象範囲	2
4. 委員会の設置・経緯	5
(1) 委員の構成	5
(2) 委員会の概要	6
5. 他の計画・法令との関係	7
(1) 他の計画との関係	7
(2) 他の計画の概要	8
(3) 他の法令との関係	10
第2章 史跡の概要	15
1. 指定に至る経緯	15
2. 指定の状況	15
(1) 指定告示	15
(2) 指定説明文とその範囲	19
(3) 指定に至る調査成果	24
(4) 指定地の状況	36
第3章 飛鳥宮跡の本質的価値と構成要素	39
1. 史跡の本質的価値の明示	39
2. 構成要素の特定	41
(1) 本質的価値を構成する諸要素	41
(2) 本質的価値に密接に関わる諸要素	48
(3) 指定地の周辺地域を構成する諸要素	49
第4章 現状と課題	55
1. 現状	55
(1) 飛鳥宮跡の遺構	55
(2) 飛鳥宮跡の土地利用	55
(3) 保存の状況	57
(4) 活用の状況	64
(5) 整備の状況	70

2. 課題.....	73
(1) 保存(保存管理).....	73
(2) 活用.....	74
(3) 整備.....	75
(4) 運営・体制の整備	76
第5章 基本方針	79
1. 目標	79
2. 基本方針.....	80
(1) 保存(保存管理).....	80
(2) 活用.....	80
(3) 整備.....	81
(4) 運営・体制の整備	81
第6章 保存(保存管理)	83
1. 保存管理の方向性	83
(1) 史跡の保護と保全	83
(2) 積極的・包括的な調査研究と情報発信の実施.....	83
(3) 歴史的風土・景観の保全	83
(4) 地区区分の設定	83
2. 保存管理の方法	84
(1) 史跡の保護と保全	84
(2) 積極的・包括的な調査研究と情報発信の実施.....	84
(3) 歴史的風土・景観の保全	84
(4) 地区区分の設定	84
3. 保存管理のための地区区分.....	85
(1) 内郭内部地区(1-1地区).....	85
(2) 内郭南方地区(1-2地区).....	85
(3) 内郭北方地区(1-3地区).....	85
(4) 外郭北地区(2地区).....	85
(5) 外郭南地区(3地区)及びエビノコ郭地区(4地区).....	85
(6) 史跡・名勝飛鳥京跡苑池地区(5地区).....	86
4. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準.....	88
(1) 史跡における現状変更の取扱に関する基本的事項	88
(2) 歴史的風土特別保存地区・風致地区における取扱い基準	89

5. 飛鳥宮跡における地区別の現状変更等の取扱方針	90
(1) 内郭内部地区・内郭南方地区・内郭北方地区【1-1～3地区】	90
(2) 外郭北地区【2地区】.....	89
(3) 外郭南地区【3地区】・エビノコ郭地区【4地区】	91
6. 「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」の分類と対応	92
(1) 「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」の対応方針(案).....	92
(2) 「本質的価値を後世する諸要素以外の諸要素」の分類	92
7. 追加指定と公有化	93
(1)追加指定の方針	93
(2)公有地化等の方針	93
第7章 活用	95
1. 活用の方向性	95
(1) 飛鳥宮跡の本質的価値を体感し理解を深める場とする	95
(2) 飛鳥地域全体の活性化に活かす.....	95
(3) 重要な観光資源として地域の魅力向上に貢献する	96
2. 方法.....	96
(1) 飛鳥宮跡の本質的価値を体感し理解を深める場とする	97
(2) 飛鳥地域全体の活性化に活かす.....	102
(3) 重要な観光資源として地域の魅力向上に貢献する	105
第8章 整備	107
1. 整備の方向性	107
(1)飛鳥宮跡の本質的価値を体感し理解を深める場としての整備	107
(2)飛鳥地域全体の活性化に活かすための整備.....	107
(3)重要な観光資源として地域の魅力向上に貢献するための整備	107
2. 方法.....	108
(1) 飛鳥宮跡の本質的価値を体感し理解を深める場としての整備	108
(2) 飛鳥地域全体の活性化に活かすための整備	112
(3) 重要な観光資源として地域の魅力向上に貢献するための整備	112
3. 地区区分による整備の特色づけ	114
(1) 地区別の整備方針(案)	114
(2) 地区別の整備計画(案).....	116
(3) 計画対象地外で飛鳥宮跡と密接に関わる地区における整備方針(案)	121
5. 計画対象地外で飛鳥宮跡と密接に関わる地区における整備方針(案)	118
6. 「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」の分類と対応	119

第 9 章 運営体制の整備	123
1. 運営体制の整備の方向性	123
(1) 管理団体を定める	123
(2) 多様な主体による活用・整備・管理運営を推進する	123
(3) 管理運営におけるチェック体制を確保する	123
2. 方法	124
(1) 管理団体を定める	124
(2) 多様な主体による活用・整備・管理運営を推進する	124
(3) 管理運営におけるチェック体制を確保する	126
第 10 章 施策の実施計画の策定・実施	127
1. 実施すべき施策と段階的な保存・活用の推進	127
(1) 前期(2020(令和3)～2023(令和5)年度)	127
(2) 中期(2024(令和6)～2026(令和8)年度)	128
(3) 後期(2027(令和9)～2030(令和12)年度)	129
表 10-1 飛鳥宮跡の保存と活用に向けたスケジュール	131
第 11 章 経過観察	133
1. 方向性	133
2. 方法	134
(1) 計画の期間	134
(2) 「保存(保存管理)」に関する指標(案)	134
(3) 「活用」に関する指標(案)	134
(4) 施策評価シート(案)	135
(5) 第三者機関の設置	135
表 11-1 施策評価シート(案)	136